

厚生年金保険等の滞納保険料に係る延滞金額を明確にしてほしい ～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成 嘉^{わかばやししげよし}）は、下記の行政相談を受けて、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：川内 荔 広島修道大学法学部教授^{かわうちつとむ}）に諮り、その意見を踏まえて、平成 28 年 7 月 29 日、日本年金機構に対し、あっせんしました。

【あっせん内容】

日本年金機構は、滞納者の延滞金についての認識を高めることによる、確実かつ効率的な滞納保険料の徴収及び滞納者の負担軽減の観点から、次の事項について検討する必要がある。

- ① 滞納者に対し、納付日と延滞金額との関係、延滞金額（見込み）のシミュレーションの提示など詳細な説明をした上で、完納時期を定めることを積極的に働きかけ、延滞金額（見込み）が明確となる分割納付計画を定めるよう努めること。
- ② 毎月発生する新規保険料と滞納保険料がある場合に、民法の趣旨に沿った納付金の充当を行うなど（※）、延滞金ができるだけ少なくなるよう取り扱うこと。

※ 例えば、納付すべき複数の保険料がある場合、延滞金に係る負担を最小限に抑えるよう、納期限の古い保険料の納付を優先するなど、納付者の利益に配慮した充当を行うこと（資料注参照）。

【本件のきっかけとなった行政相談の要旨】

滞納していた保険料を分割納付し完納したが、その時に示された延滞金額が思っていたよりも高額だったため、新たな資金繰りが必要になった。年金事務所は、事前に延滞金の見込み額を教えてくれるなど、配慮ある対応をしてほしい。

◆**行政苦情救済推進会議**： 行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

1 制度の概要

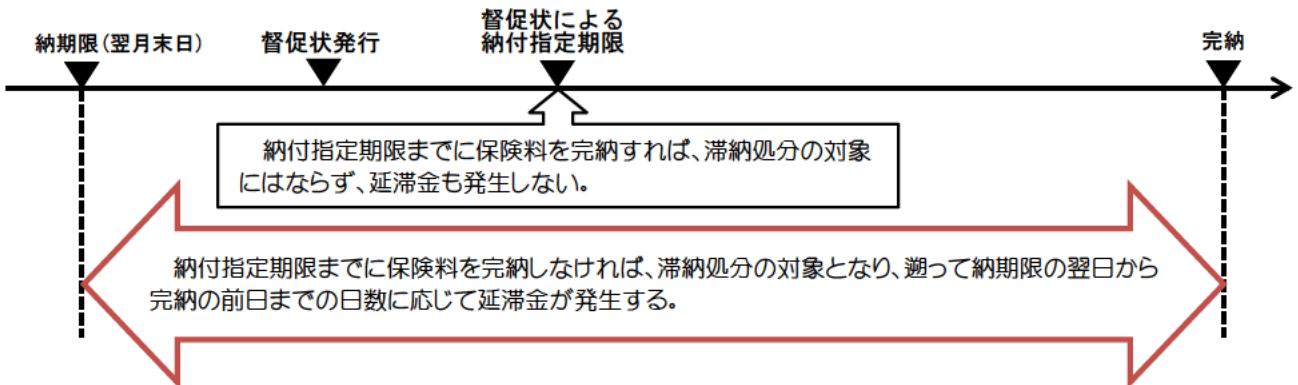
（1）保険料の徴収

厚生年金保険及び健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）の保険料は、被保険者及び被保険者を使用する事業主が保険料を半額ずつ負担し、事業主が、毎月、被保険者負担分及び事業主負担分をまとめて翌月末日までに納付しなければならない。

事業主からの保険料の徴収に係る業務は、日本年金機構が、厚生年金保険法及び健康保険法に規定があるものを除き、「国税徴収の例により」行うこととなっている（厚生年金保険法第 89 条及び健康保険法第 183 条）。

(2) 延滞金の発生

事業主が保険料を納期限までに完納しない場合、必ず督促状が発出される。督促状に示された納付指定期限までに完納しなければ、原則として、納期限の翌日から完納する前日までの期間の日数に応じ一定の割合で計算された延滞金が、納めるべき保険料とは別に発生する。



2 当局の調査結果

事項	厚生年金保険等の保険料徴収事務における取扱い (年金事務所での取扱い)
① 分割納付計画における延滞金の取扱い	<p>金銭納付に替えて有価証券の振出等がなされることにより完納時期が定まる場合に、<u>滞納保険料額のみを基に、滞納者と協議の上、分割納付計画を作成。</u></p> <p>滞納保険料を完納した時点ではじめて延滞金額(確定)を知り、相談者のように、新たな資金繰りを考えなければならなくなる滞納者もでてくる。 なお、滞納者からの照会があれば、延滞金額(見込み)は提示される。</p>
② 延滞金額に関する滞納者への説明・指導	<p>滞納者から照会があれば、延滞金額(見込み)を提示するが、<u>納付日と延滞金との関係などの具体的な説明までは行っていない。</u></p> <p>延滞金に関する滞納者の認識が低くなりやすい。</p>
③ 新規保険料と滞納保険料が併存する場合の充当順位	<p>滞納者から指定がないときは、<u>基本的に新規保険料の納付を優先</u>し、滞納者の経営状況に合わせて可能な範囲で滞納保険料を納付するよう指導。</p> <p>滞納保険料の納付が後回しになることによって完納が遅れ、延滞金に係る納付の負担が増えるおそれ。</p>

総務省中国四国管区行政評価局
<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



【本件照会先】
 首席行政相談官 長廻 晴彦
 行政相談官 長網 智子
 電話：082-228-6174 FAX：082-228-4955
 E-mail：
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

資 料

(注) 納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当について、国税通則法基本通達は、「国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、民法第 488 条から第 490 条に定めるところに準ずる」としている。

民法第 488 条から第 490 条は、弁済充当に関する一般規定で、債務者の利益に配慮した定めとなっている。

(参考)

●厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（抜粋）

第 89 条（徴収に関する通則）

保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

●健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抜粋）

第 183 条（徴収に関する通則）

保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

●民法（明治 29 年法律第 89 号）（抜粋）

第 488 条（弁済の充当の指定）

1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。

第 489 条（法定充当）

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第 490 条（数個の給付をすべき場合の充当）

一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前 2 条の規定を準用する。